政令第二八四号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を

改正する政令

内閣は、 独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四号) 第十七条の二第二項及び大学等

における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第八号) 第八条第二項の規定に基づき、 この政令を制定す

る。

(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正)

第一 一 条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表備考第五号中 「生計を維持する者」の下に「(以下「生計維持者」という。)」を加

え、 同条第二項中 「生計を維持する者」を 「生計維持者」に改める。

第八条の二第二項中 「生計を維持する者」を 「生計維持者」 に改め、 同条第四項中 「生計を維持する者

について」 を「生計維持者についてそれぞれ」に、 「生計を維持する者が地方税法」を 「生計維持者が 地

方税法」 に改め、 同項ただし書中「生計を維持する者」を 「生計維持者」 に、 「前年度。 以下この項にお

に 給年度の前年度の 二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、 資支給金が支給される月の属する年度分」を「学資支給金支給年度分」に改め、 る同法」に、 される月の属する年度分の地方税法」を「学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係 該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第 いて同じ」を「前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という」に改め、 ついては、 当該合計額から十二万円を控除して得た金額)」 「当該年度分」を「当該学資支給金支給年度分」に改める。 月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、 を加え、 当該支給対象者が当該学資支給金支 同項第二号中 「合計額」の下に「 「学資支給金が 同項第一号中「学 当 該 生計 維 支給 持者 (当

(大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正)

大学等における修学の支援に関する法律施行令 (令和元年政令第四十九号) の一部を次のように改

正する。

者」という。)についてそれぞれ」に、 第二条第二項中 「生計を維持する者について」を 「生計を維持する者が地方税法」 「生計を維持する者(以下この項において を「生計維持者が地方税法」 「生計維持 に

料等減 改め、 業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法」を「授業料等減免実施年度分の地方税法の規定によ 当該生計 免が行わ を る市町村民税に係る同法」に、 授業料等減免実施年 法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、 「前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という」に改め、 免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計 同項ただし書中「生計を維持する者」を「生計維持者」に、 維 れる月の属する年度分」を「授業料等減免実施年度分」に改め、 持者については、 -度の前. 年度の一 当該合計額から十二万円を控除して得た金額) 「当該年度分」を「当該授業料等減免実施年度分」に改める。 月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは 「前年度。 当該授業料等減免対象者が当該 「合計額」の下に を加え、 同項第一号中 以下この項において同じ」 同項第二号中 維持者の 「(当該授業 「授業料等減 地方税 「 授

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第八条の二第四項の規定は、 令 和

2

四年十月以後の月分の学資支給金の支給について適用し、同年九月以前の月分の学資支給金の支給につい

ては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行令第二条第二項の規定は、令

和四年十月以後の月分の授業料の減免及びこの政令の施行の 日以後に確認大学等に入学する者の入学金の

減免について適用 Ļ 同 年九 月以前 の月分の授業料の減免及び同日前に確認大学等に入学した者の入学金

の減免については、なお従前の例による。

0 独立行政法人日本学生支援機構法施行令 (平成十六年政令第二号) 抄

(傍線の部 分は改正部分

行

種学資貸与金 0 額

改

正

案

第 額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、 条第一項の第一種学資貸与金(以下単に の月額は、 独立行政法人日本学生支援機構法 次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に それぞれ同表の下欄に定める 「第一種学資貸与金」という。 (以下「法」という。) 第十四 第

略

備考

〈 匹

五. と認められるときをいう て同じ。 「生計維持者」という。 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者)と同居するとき、 (第八条の二第一項第一号の表におい 又はこれに準ずる -(以下

(略)

2 定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ 項の表大学の項下欄、 める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前 を受けて独立行政法人日本学生支援機構 に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可 貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 それぞれ同表の下欄に定める額 高等専門学校 高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規 (第四学年及び第五学年に限る。 (そのうち最も高い額を除く。 (以下「機構」という。) の定)又は専修学校) のう

3

(学資支給金の額

第八条の二 (略)

2 法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法 (昭和二十五年

(第 種学資貸与金の 額

現

) の月額は、 掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、 額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 条第一項の第一種学資貸与金(以下単に 条 独立行政法人日本学生支援機構法 次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、 第一 それぞれ同表の下欄に定める (以下「法」という。) 第十四 種学資貸与金」という。 同欄に

略

備考

一 匹

略

五. するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう の二第一項第一号の表において同じ。)。 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同 (第八条

(略)

2)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額について 欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分 は、前項の表大学の項下欄、 0) に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額 に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣 のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構 高等専門学校 (第四学年及び第五学年に限る。 高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下 (そのうち最も高 (以下「機構」という。)又は専修学校 い額を除く。

3

(学資支給金の額

第八条の二 (略)

2 十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けてい 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法 (昭

ある場合には、 当該各号に定める額 象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、 対する学資支給金の月額については る費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに れらに類するものとして文部科学省令で定める者であって、 れて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が 六十四号) は満十八歳となる日の前日に 第二十七条第 これを百円に切り上げた額) (第二号又は第三号に定める額に百円 一項第三号の規定により同法第六条の おいて児童福祉 前項の規定にかかわらず、 ことする。 法 (昭和二十二年 未満の端数が 居住に要す の四に規定 それぞれ 法 支給対 律 他こ 採ら 第 百

4 3

者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度 である場合には、 定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者 又はその生計維持者が地方税法 端数がある場合には、 除した額 計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控 一百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規 (が四月から九月までの月であるときは、 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、 「学資支給金支給年度」という。)分の同法の規定による市町村民 (その額が零を下回る場合には、 零とする。)を合算した額をいう。 これを切り捨てた額とする。 (昭和二十五年法律第二百二十六号) その前年度。 零とし、 支給対象者及びその生 その額に百円未満 ただし、 (二百二十六号) 第(当該支給対象者 以 下この 支給対象 項におというでは、 0 4

で定めるところにより算定した額とする 難い場合として文部科学省令で定める場合については、 .法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定によ 同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係 文部科学省令

(同法の規定による特別区民税を含む。

以下この項において同じ。

法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、 課税退職所得 る同

> 端数がある場合には、 支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、 ものに対する学資支給金の月額については、 に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる の他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であって、 が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者そ に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置 れぞれ当該各号に定める額 る者又は満十八歳となる日の前 :第百六十四号) 第二十七条第一 これを百円に切り上げた額) (第二号又は第三号に定める額に百円 日において児童福祉 項第三号の規定により同法第六条の四 前項の規定にかかわらず、 とする。 法 (昭和二十二年 未満 居住

<u>\</u>

この項において同じ。)分の同法の規定による市町村民税 住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い による特別区民税を含む。 年 対象者又はその生計を維持する者が学資支給金が支給される月の属する 0) 数がある場合には、 計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額 により算定した額とする て文部科学省令で定める場合については、 十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日におい 11 はその生計を維持する者が地方税法 した額(その額が零を下回る場合には、 ・度(当該月が四月から九月までの月であるときは、 者である場合には、 規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができな 第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、 これを切り捨てた額とする。 零とする。)を合算した額をいう。 以下この項において同じ。 (昭和二十五年法律第二百二十六号 零とし、 文部科学省令で定めるところ その額に百円未 支給対象者及びその (当該支給対象者又)の同法第二百 その て同法の ただし、 前年度。 (同法 場合とし の規定 を控 満 支給 以 の端 項 九

市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法 0 規定による

第十一 後の金額 えられた地方税法第三百十四条の二の 四条の二の 準 法 居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 四条の二の規定の適用がある場合には 用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 几 による所得税等の非課税等に関する法律 引に係る課税雑所得等の金額、 則第三十四条第四 定する条約適用利子等の額 する法律(昭 条第八項第四号 所得等の金額 附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税 の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 十五条第五項に規定する課税短期譲渡 る上場株式等に係る課税配当所得等の する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百十 用する場合を含む。 律第八条第四 額及び課 適用配当 方税法の 項第四号 第八条第二項 金額) 0) 第三百 実施に伴う所得税法、 規定の適用がある場合には、 号に規定する土地等に係る課税事業所得等の 税 合計 等の 特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する 和四十四年法 並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先 Щ 項 林 (同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準 (同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準 干四 及び租税条約等の実施に伴う所得税 額 額 項に規定する課税長期譲 所得金額 (同法第十二条第六項及び第十六条第三項において)の規定により読み替えられた地方税法第三百十 同 (同法第十二条第五項及び第十六条第二項におい (当該支給対象者が当該学資支給金支給年度)に規定する特例適用配当等の · 条の .条第十四項第四号の に規定する特例 <u>ー</u>の 律第四十六号) (同条第十 同 の規定の 外国居住者等の所得に対する相互 法附則 法人税法及び地方税 規定の 金額、 適 所得金額 (第三十三条の二第五項に 一項第四号の規定により読 その適用 その適用 用 (昭和三十七年法律第百四 第三条の二の二第十項に規 **波所得** がある場合に 適用利子等の額 規定により読み替えられ 適用がある場合には、 同法附則 元後の金 後の金額) 金 法附則第三十五条 法 法 額 の特例が 額) 金額 は、 同法附則 (同法第八条 十三条 法人税法 (同法第八 その 並びに租 及び外国 等に関 同 規 み替 主義 物取 同法 第三 の三 0 適 譲 法 定 そ +前 渡 附

第十一 得税 等の額 子等の 場合には、 により読み替えられた地方税法第三百 がある場合には、 の規定により読み替えられた地方税法第三百十四 の二の二第十項に規定する条約適用利子等の 方税法の特例等に関する法律 後の金額) た地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、 六条第三項において準用する場合を含む。 の非課税等に関する法律第八条第四項 後の金額) た地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、 得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の 式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の 得等の金額、 条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられ 条第四項において準用する場合を含む。 十六条第二項において準用する場合を含む。 所得等の 同法附則第三十五条の二第五項に規定する一 の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当 十七年法律第百四十四号) 額、 法、 第三十三条の三第五 一項に規定する条約 額 同法附則第三十五条第五項に規 課税退 (同法第八条第十一項第四号 金額、 法人税法及び地方税法 (同法第八条第八項第四号 その適用後の金額 及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等 並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、 同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲 職 同法附則第三十五条の 所得金額 その 適用後の 適用配 **垣**第一 及び課税山 第八条第二項 (昭和四 金額) の合計額に百分の 当等の 号に規定する土地 の特例等に関する法 林 (同法第十二条第八項及び第十六 (同法第十二条第七項及び 及び租税条約等 所得 一十四条の一 額 十四年法 二の二第五 定する課税短期譲渡所得 (同法第十二)の規定により読み替えられ (同法第十二条第五項 (同条第十)に規定する特例適 金)に規定する特例 金額、 額 般株式等に係る課 額、 律第四十六号) (同条第十 六を乗じた額 0 条 項に規定する上場 等 所 同 一条第六 水の二の 規 匹 律 外国居住者等の に係る課税事業 法 |項第四 定の 第三 の実施に 法人税法 附 則 適用 一条の 規定の 項 一項 金 第三十三条 その適用 その適用 及び 号 昭 第三条 化学う所 第十六 父び第 及び 適用 四第 税譲 金額 第 用 が 渡 <u>の</u> 二 匹 第十 和三 適 配 所 同 地 用 兀 株 用 号 利 所

じた額 ては、 日までの間に十九歳に達した者であるときは 対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の 年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十 一条第一 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同 当該合計額から十二万円を控除して得た金額) 項第九号に規定する扶養親族である場合において、 月 当該生計維持者につい 日から三月三十一 に百分の六を乗 当該支給

九第一 額 法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する げる所得割を課される者については、 税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 項に規定する指定都市により当該学資支給金支給年度分の地方 当該額に四分の三を乗じた額) 第二百五十二条の十

ては、 の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額(地方自治法 同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者につい する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の (昭和二十二年法律第六十七号) 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百十四 当該額に四分の三を乗じた額 第二百五十二条の十九第一項に規定

(略)

5

5

(略)

_
(傍绝
線の
部
分
は
改正
部
分

0 ##	
(授業料等減免の額) 第二条 (略) 2 前項に規定する「減免額算定基準 2 前項に規定する「減免額算定基準 その生計を維持する者(以下この項 についてそれぞれ第一号に掲げる額 についてそれぞれ第一号に掲げる額 についてそれぞれ第一号に掲げる額 についてそれぞれ第一場を別合には、これを切り捨てた額と である場合には、これを切り捨てた額と である場合には、これを切り捨てた額と である場合には、これを切り捨てた額と である場合には、零とする。)を合 の項において「授業料等減免実施年度分の地方 同法第三百十四条の三第二項に規 ・ 受業科等減免実施年度分の地方 同法第三百十四条の三第二項に規 ・ 受業科等減免実施年度分の地方 同法第三百十四条の三第二項に規 ・ であるところにより算 ・ でするところにより算 ・ でするとは、零とする出 ・ でする場合には、零とする。)を合 が現たまで定めるところにより第 ・ でするとは、零とする。)を合 ・ でする場合には、零とする。)を合 ・ でする場合には、零とする。)を合 ・ でする場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ でするとは、零とする。)を合 ・ でするとは、零とする。)を合 ・ でするは、零とする。)を合 ・ でするは、零とする。)を合 ・ でするは、零とする。)を合 ・ でするは、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ でするは、零とする。)を合 ・ である場合には、零とする。)を合 ・ である。。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	改
地等に係る課税等減免対 とは、授業料等減免対 高独別の 現において「生計維持者」との 項において「生計維持者」との 現とする。)(当該授業料等減免が で 大 の 所 得割 を 書 し と い う。)	正案
同条規職係 、本課おに下る料いの)象がた。及法の定所る 文文期いよこ年等者規第者あ額)び 2 第	
則二額町授 省にい。村、行だとの百免端除生項 業 第第、村業 令にい。村、行だとの百免端除生項 業 令おしが三二対数に制に規 での税のが第十象がたを規 に、 一で難法同の税がある授きのである額維定。 一項税税等 定難法同のを表します。	現
免の額) 「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者及びする「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者及びまる。以下この項において同じ。)分の同法の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課する場合には、これを切り捨てた額とする。)(当該授業料等域免が者である場合には、零とする市町村民税の所得割を課する場合には、これを切り捨てた額とする。)(当該授業料等域免が行われる月の属する年度(当該月が四月から九月までの月であると業料等減免対象者又はその生計を維持する者が地方税法(昭和二十五年法律方の規定による特別区民税を含む。以下この項において同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において年度。以下この項において同じ。)分の同法の規定による第二百九十二条第一項第二号に掲げる者の高法の規定による時別区民税を含む。以下この項において規定でよるも、との額ところにより算定した額とする。ところにより算定した額とする。ところにより算定した額とする。ところにより算定した額とする。以下この項においては、文部の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文のが場合。以下この項においては、支部が場合。以下この項においては、支部が場合。以下この項においては、支部が場合。以下この項においては、支部が場合。以下この項においては、支部が場合。以下に額とする。とは、投票料等減免対象者及びに係る課税を書といる。とは、投票料等減免対象者及び規定は、対象者及びによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	行

及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定す その適用後の 替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の 規 関する法律 租 準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百 国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関す 準用する場合を含む。 八条第八項第四号 十四号) 義による所得税等の非課税等に関する法律 渡所得等の 三十五条第五 る条約適用配当等の額 十四条の二の規定の適用がある場合には、 条第十一 て準用する場合を含む。 る法律第八条第四項 十四条の二の規定の適用がある場合には、 取引に係る課税雑所得等の |税条約等の て準用する場合を含む。 た地方税法第三百十四 定する条約適用利子等の 則第三十 「該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の |第五項に規定する| 百 度 金 第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税 項第四号 第八条第二項 九 -四条第四項に規定する課税長期 金額並びに同 十 前 (昭和四十四年法律第四十六号) 金額) 実施に伴う所得税法、 項に規定する課税短期譲 0 一条第 合計 度 0 (同法第十二条第八項及び第十六条第五項において (同法第十二条第七項及び第十六条第四項において 及び租税条約等の 額 + (同法第十二条第六項及び第十六条第三項におい)の規定により読み替えられた地方税法第三百 項 (同 (同法第十二条第五項及び第十六条第 当)に規定する特例適用配当等の額 月三十 第九号に 条の二の |法附則第三十五条の四 金額、 般株式等に係る課税譲渡所得 該 条第十四項第四号の 額 に規定する特例適用利子等の 於授業料: (同条第十一項第四号の規定により読 日に 外国 !規定する扶養親 規定の適 法人税法及び地方税法の特例等に 等 お 減 実施に伴う所得税法、 [居住者等の所得に対する相 渡 所得金額、 V 免 その適用 その適用後の金額) てその 対象者が当 用がある場合に 譲渡所得 (昭和三十七年法律第百四 第三条の二の二第十項に 規定により読み替えら 適用がある場合には、 |第四項に規定する先 族 生 計 後の金額) 同 金 ある場 該 法 維 附則 持者 授業 は、 額 同 (同法第八 一合に 法人税法 \bar{o} 二項にお 第三十 前年度 法 料 同 その適 及び外 等 並 額 附 地 方税 減免 びに 法第 お 互 則 同 主 物 譲 五. 第

第十二 等の額 場合には 得等 により読み替えられた地方税法第三百十四条の一 がある場合には、 の規定により読み替えられた地方税法第三百十四 の二の二第十項に規定する条約適用利子等の 方税法の特例等に関する法律 後の金額) た地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、 六条第三項において準用する場合を含む。 の非課税等に関する法律第八条第四項 後の金額) た地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、 子等の額 得に対する相互 項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の 式等に係る課税譲渡所得等の金額並 同法附則第三十五条の二第五項に規定する一 条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられ 条第四項において準用する場合を含む。 十七年法律第百四十四号) 十六条第二項において準用する場合を含む。 税法、 0 一項に規定する条約 金額、 同法附則 (同法第八条第十一 金額、 法人税法及び地方税法 (同法第八条第八項第四号 その適用後の金額) 並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、 及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得! 同 |主義による所得税等の非課税等に関する法律 同法附則 第三十五 法附則第三十四条第四項に規定する課税長期 その適用 適用 第三十五条の二の二 条第五項に規定する課 後の 項第四号 第八条第二項 配当等の (昭和四十四年法律第四十六号) 金額) の合計額に百分の の特例等に関する法 一びに同法附則第三十五条の (同法第十二条第八項及び第十六 (同法第十二条第七項及び第十六 及び租税条約等 額 (同法第十二条第六項)の規定により読み替えられ (同法第十二条第五 (同条第十)に規定する特例適)に規定する特例 金額、 一第五 額 般株式等に係る課 税短期 (同条第十 六を乗じた額 0) 条の二の 項 規 应 律 外国居住者等の に規定する上場 |項第四 定の 第三 の実 法人税法 譲 規定の対 適用 介施に 条 その適 その適用 項 号 0 及び第十 項 得 譲 (昭 第三条 伴う所 があ 第四 及び 用配 適用 反び第 税譲 兀 金 渡 <u>の</u> 二 税等 和三 適 第 所 額 地 利 株 る 用 号 用 用 所 兀

同法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除す同法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除すた金額)に百分の六を乗じた額 た金額)に百分の六を乗じた額 一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは

ては、当該額に四分の三を乗じた額)
同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者についする指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額(地方自治法二)授業料等減免が行われる月の属する年度分の地方税法第三百十四条

(略

3

3

(略)

11